

山梨県公報

号外第十二号

令和四年

三月二十九日

火曜日

目次

○山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例……………	四
○山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例……………	六
○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………	七
○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	七
○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………	九
○山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	九
○山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………	一〇
○山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例及び山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………	一一
○山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例……………	一二
○山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………	一二
○山梨県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………	一四
○山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例……………	一五
○山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	一五
○青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例の一部を改正する条例……………	一五
○山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例……………	一五
○山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………	一六
○山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	一七
○山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	一七
○山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	一八
○山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例を廃止する条例……………	一八
○やまなし子ども条例……………	一八
○山梨県主要農作物種子条例……………	二二

○山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………二二三

条例のあらまし

○山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(条例第四号)(畜産課)

課)

1 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の規定による畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する制限、都市計画区域以外の区域内における畜舎等の構造に関する制限その他畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項について定めることとした。

2 条例で定める技術基準として、次の項目について定めることとした。

- (一) がけ付近に建築する畜舎等の敷地、構造等に関する制限
- (二) 防火壁の位置に関する制限
- (三) 畜舎等の建蔽率、高さ等に関する制限
- 3 2(三)の規定が適用される区域を定めることとした。
- 4 次の手数料を定めることとした。

- (一) 畜舎建築利用計画認定申請手数料
- (二) 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料
- (三) 認定畜舎等の仮使用認定申請手数料
- (四) 畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- (五) 畜舎等の高さの許可申請手数料

5 この条例は、法の施行の日(令和四年四月一日)から施行することとした。

○山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例(条例第五号)(行政経営管理課)

1 男女共同参画の推進及び共生社会の実現に向けた体制強化を図るため男女共同参画・共生社会推進統括官の設置等を行うとともに、防災会議の委員等の定数を改正することとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)(産業振興課)

1 ブランドプロモーション支援事業の終了に伴い、知事の附属機関から山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会を削除することとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

村課)

1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに市町村が処理することとする事務として、自然公園法、自然公園法施行令及び山梨県立自然公園条例に基づく事務を追加する。

(二) 次の事務につき処理する市町村を拡大する。

- (1) 認可外保育施設の開設届出の受理等に関する事務につき小菅村及び笛吹市
- (2) 屋外広告物の表示・設置の許可及び変更の許可等に関する事務につき韮崎市及び笛吹市

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八号) (人事課)

1 一般職の国家公務員の休暇制度の改定等に鑑み、不妊治療休暇の期間を「六日以内」から「六日(不妊治療に係る通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)以内」に改めることとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九号) (人事課)

1 最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、次の改正を行うこととした。

- (一) 会計年度任用職員が育児休業を取得することができる要件の緩和等を行う。
- (二) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定める。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第十号) (財政課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、行政書士試験手数料、宅地建物取引士資格試験手数料、電気工事士免状書換え手数料及び少額領収書等の写しの交付手数料の額の改定等を行うこととした。

2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に鑑み、管理計画認定申請手数料、管理計画認定更新申請手数料及び管理計画変更認定申請手数料を定めることとした。

3 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例及び山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第十一号) (消防保安課)

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の条例で定める手数料の額を改定することとした。

(一) 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例

(二) 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第十二号) (産業人材育成課)

1 国の制度改正に鑑み、技能検定試験手数料の減免措置の対象者を三十五歳未満の者から二十五歳未満の在職中の者に改めることとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第十三号) (警察本部運転免許課)

1 道路交通法施行令等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 運転技能検査手数料を定める。
- (二) 認知機能検査手数料、講習手数料、特定任意高齢者講習手数料及び認知機能検査員講習手数料の額の改定等を行う。

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料の額を改定することとした。

3 その他規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、令和四年五月十三日から施行することとした。ただし、2については、同年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第十四号) (国保課)

1 国民健康保険法の一部改正に鑑み、基金の処分について所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例 (条例第十五号) (福祉保健総務課)

1 国の基準等に鑑み、民生委員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和四年十二月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (条例第十六号) (障害福祉課)

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福

社サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部改正に鑑み、指定障害児入所施設を指定障害者支援施設とみなす特例等の適用期限を令和四年三月三十一日から令和六年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（生涯学習課）

1 民法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正

青少年の用語の定義について、成年擬制の適用を受ける者を除外する規定を削除する。

(二) 山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例の一部改正

連帯保証人の要件を、二十歳以上から十八歳以上に改める。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（衛生薬務課）

1 最近の社会情勢の変化に鑑み、公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準について、次の改正を行うこととした。

(一) 男女の混浴制限年齢を、十歳以上から七歳以上に引き下げる。

(二) 個室を設けない特殊浴場について、知事が公衆衛生上及び風紀上特に支障がないと認められた場合には、男女の混浴に関する措置の基準を適用しないことができることとする。

2 その他規定の整備を行う。

3 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)については、同年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**（条例第十九号）（産業振興課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削る等所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（高校改革・特別支援教育課）

1 県立増穂商業高等学校、県立市川高等学校及び県立峡南高等学校を廃止することとした。

2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（生涯学習課）

1 社会教育施設の機能を集約し、施設規模の適正化等を図るため、県立愛宕山少年自然の家を廃止することとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（県民生活総務課）

1 南巨摩郡南部町に所在する県立男女共同参画推進センターの移転に伴い、同センターの利用料限度額を定める表を削除することとした。

2 この条例は、令和四年六月一日から施行することとした。

○ **山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例を廃止する条例**（条例第二十三号）（生涯学習課）

1 県立ゆずりはら青少年自然の里の上野原市への譲渡に伴い、県立ゆずりはら青少年自然の里を廃止することとした。

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

○ **やまなし子ども条例**（条例第二十四号）（子ども福祉課）

1 この条例は、子どもの健やかな成長を支援し、及び子どもの権利を実現するための基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とするものとした。

2 「子ども」、「子ども支援」、「保護者」、「ヤングケアラー」等の用語の意義を定めることとした。

3 子ども支援に関する基本理念を定めることとした。

4 子ども支援に関する県、保護者、県民等の責務、役割等を定めることとした。

5 子ども支援に関する基本的施策を定めることとした。

6 子どもにやさしいまちづくりの推進について定めることとした。

7 ヤングケアラーの支援の推進について定めることとした。

8 子どもに対する権利侵害の救済等について定めることとした。

9 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、8については、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

○ **山梨県主要農作物種子条例**（条例第二十五号）（食糧花き水産課）

1 この条例は、主要農作物の種子の生産及び普及に関する基本理念を定め、もって本

県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産並びに気候変動をはじめとする環境危機の中で県民の食を守る持続可能な農業の推進に寄与することを目的とすることとした。

- 2 「主要農作物」、「種子生産者」及び「種子管理団体」の用語の意義を定めることとした。
 - 3 主要農作物の種子の生産及び普及に関する基本理念を定めることとした。
 - 4 主要農作物の種子の生産及び普及に関する県の責務を定めることとした。
 - 5 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- **山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（議会）
- 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、総務委員会の所管について、「男女共同参画・共生社会推進統括官に関する事項」を加えることとした。
 - 2 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四号

山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）第三十五条の規定による畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する制限、省令第六十条第一項の規定による都市計画区域以外の区域内における畜舎等の構造に関する制限その他畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法及び省令において使用する用語の例による。

（がけ付近の畜舎等）

第三条 がけの下端（がけの下にあつては、がけの上端）からの水平距離ががけの高さの二倍以内にある位置に、畜舎等の建築等をし、又は畜舎等の敷地を造成する場合には、がけの形状若しくは土質又は畜舎等の位置、規模若しくは構造に応じて安全な擁

壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

- 一 がけの形状又は土質により安全上支障がない場合
 - 二 がけの上に畜舎等の建築等をする場合であつて、当該畜舎等の基礎ががけの安全性に影響を及ぼさないとき。
 - 三 がけの下に畜舎等の建築等をする場合にあつて、当該畜舎等の主要構造部（がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該畜舎等との間に適当な流土止めを設けたとき。
- 2 がけの上部に盛土をして畜舎等の敷地を造成する場合は、当該盛土の部分の高さを二・五メートル以下、斜面の勾配を四十五度以下とし、かつ、その斜面を芝生又はこれに類するもので覆わなければならない。
 - 3 がけの上にある畜舎等の敷地には、がけの上部に沿つて排水溝を設ける等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

（防火壁の位置）

第四条 畜舎等の平面がかぎ形をなす部分に設ける防火壁は、防火壁のそでの先端を通りかぎ形の内側の外壁に挟まれた直線の長さが六メートルを超える位置としなければならない。

2 段状に高さの差がある畜舎等で、その低い部分に設ける防火壁は、高い部分から段の高さの最大の差以上の水平距離を保つ位置としなければならない。

3 外壁及び軒裏が防火構造で、かつ、開口部に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二口に規定する防火設備を設け、防火上支障がない場合は、前二項の制限を緩和することができる。

（適用区域）

第五条 次条及び第七条の規定は、建築基準法第六条第一項第四号の規定に基づき、知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（以下「指定区域」という。）のうち、恵まれた自然環境その他の土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図る必要がある地域として別表第一区域の欄に掲げる区域内に限り、適用する。

（畜舎等の建蔽率）

第六条 畜舎等の建蔽率は、別表第一区域の欄に掲げる区域の区分に応じ、同表畜舎等の建蔽率の欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 畜舎等の敷地が前項の規定による畜舎等の建蔽率に関する制限を受ける区域の二以上にわたる場合においては、当該畜舎等の建蔽率は、同項の規定による当該各区域内の畜舎等の建蔽率の限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 前二項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で規則で定めるものの内にある畜舎等にあつては、別表第一畜舎等の建蔽率の欄の各項に掲げる数値に十分の一を加えたものをもって当該各項に掲げる数値とする。

(畜舎等の高さ)

第七条 畜舎等の高さは、別表第一区域の欄に掲げる区域の区分に応じ、同表畜舎等の高さの欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の規定は、その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する畜舎等又は著しく傾斜している土地の内はその全部若しくは一部がある畜舎等であつて、前項の規定による畜舎等の高さに関する制限を受ける区域における良好な環境を害するおそれがないと認めて知事が許可したものについては、適用しない。

(手数料)

第八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を原に納付しなければならない。

一 法第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画(当該畜舎建築利用計画に係る畜舎等の床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。)の認定の申請をしようとする者 畜舎建築利用計画認定申請手数料

二 法第四条第一項の規定による畜舎建築利用計画(変更後の畜舎建築利用計画に係る畜舎等の床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。)の変更の認定の申請をしようとする者 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料

三 法第六条第二項ただし書の規定による認定畜舎等(床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。)の仮使用の認定の申請をしようとする者 認定畜舎等の仮使用認定申請手数料

四 省令第四十八条第二項の規定による敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者 畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

五 第七条第二項の規定による畜舎等の高さの許可の申請をしようとする者 畜舎等の高さの許可申請手数料

2 前項の手数料の額は、別表第二のとおりとする。

3 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。

4 既に納付した手数料は、還付しない。

5 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができ。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

附 則

この条例は、法の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

別表第一(第五条―第七条関係)

区域	畜舎等の建蔽率	畜舎等の高さ
一 南都留郡富士河口湖町における指定区域(次に掲げる区域を除く。)	十分の七	十六メートル
二 南都留郡富士河口湖町における指定区域のうち主として畜産業その他の業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な環境を保護する必要がある区域として知事が指定する区域	十分の七	十五メートル
三 北杜市高根町における指定区域(次に掲げる区域を除く。)	十分の五	十三メートル
四 北杜市高根町における指定区域のうち主として商業その他の業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な環境を保護する必要がある区域として知事が指定する区域	十分の七	十三メートル
五 北杜市小淵沢町における指定区域(次項及び七の項に掲げる区域を除く。)	十分の五	十六メートル
六 北杜市小淵沢町における指定区域のうち主として商業その他の業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した良好な環境を保護する必要がある区域として知事が指定する区域	十分の七	十六メートル
七 北杜市小淵沢町における指定区域のうち主として良好な住居の環境を保護する必要がある区域として知事が指定する区域	十分の六	十六メートル

別表第二（第八条関係）

八 南都留郡鳴沢村における指定区域		十分の七	十六メートル
手数料の名称	金額		
一 畜舎建築利用計画 認定申請手数料	次に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 床面積の合計が三千平方メートルを超え一万平方メートル以内の畜舎等 二十万八千円 ロ 床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内の畜舎等 二十六万七千円 ハ 床面積の合計が五万平方メートルを超える畜舎等 五十一万九千円		
二 畜舎建築利用計画 変更認定申請手数料	次に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 畜舎建築利用計画の変更に係る床面積の合計が三十平方メートル以内の畜舎等 七千円 ロ 畜舎建築利用計画の変更に係る床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内の畜舎等 一万二千円 ハ 畜舎建築利用計画の変更に係る床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内の畜舎等 一万九千円 ニ 畜舎建築利用計画の変更に係る床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内の畜舎等 五万三千円 ホ 畜舎建築利用計画の変更に係る床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の畜舎等 十万千円 ヘ 畜舎建築利用計画の変更に係る床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の畜舎等 十四万三千円 ト 畜舎建築利用計画の変更に係る床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の畜舎等 二十万七千円		

三 認定畜舎等の仮使用認定申請手数料	十二万円
四 畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
五 畜舎等の高さの許可申請手数料	十六万円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- 一 畜舎等の建築等をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築等に係る部分の床面積
- 二 認定を受けた畜舎建築利用計画の変更をして畜舎等の建築等をする場合 当該畜舎建築利用計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五号

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例（山梨県部等設置条例の一部改正）

第一条 山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項各号列記以外の部分中「及び局」を「、局及び男女共同参画・共生社会推進統括官」に改め、同項第二号に次のように加える。

(三) デジタルトランスフォーメーションに関する事項

第一条第二項第三号を次のように改める。

三 スポーツ振興局

スポーツに関する事項

第一条第二項中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号(三)を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 男女共同参画・共生社会推進統括官

男女共同参画及び共生社会に関する事項

(山梨県防災会議条例の一部改正)

第二条 山梨県防災会議条例（昭和三十七年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十五人」を「十六人」に改める。

第四条第一項中「五十三人」を「五十四人」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七

号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

山梨県ジュエリーマスター認定委員会の委員
山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会の委員

を

山梨県ジュエリーマスター認定委員会の委員

に改める。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第七号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「山中湖村」を「山中湖村 小菅村」に改め、同表五の七の項中

「南アルプス市」を「韮崎市 南アルプス市」に、「甲斐市」を「甲斐市 笛吹市」に改め、同表十二の項の次に次のように加える。

十二の二 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号。以下この項から十二の四の項までにおいて「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第十六条第二項の規定による国定公園事業の執行の協議の申出の受理

ロ 法第十六条第三項の規定による国定公園事業の執行の認可の申請の受理

ハ 法第十六条第四項において準用する法第十条第六項の規定による変更の協議の申出又は変更の認可の申請の受理

ニ 法第十六条第四項において準用する法第十条第九項の規定による軽微な変更の届出の受理

ホ 法第十六条第四項において準用する法第十二条第一項の規定による地位の承継に係る承認の申請の受理

北杜市

へ 法第十六条第四項において準用する法第十二条第二項の規定による地位の承継に係る協議の申出又は承認の申請の受理
 ト 法第十六条第四項において準用する法第十二条第三項の規定による地位の承継に係る承認の申請の受理
 チ 法第十六条第四項において準用する法第十三条の規定による固定公園事業の休止及び廃止の届出の受理
 リ 法第十六条第四項において準用する法第十四条第二項の規定による認可の失効の届出の受理
 ヌ 法第二十条第三項の規定による行為の許可の申請の受理
 ル 法第二十条第六項の規定による行為の着手の届出の受理
 ヲ 法第二十条第七項の規定による行為の届出の受理
 ワ 法第二十条第八項の規定による木竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理
 カ 法第二十一条第三項の規定による行為の許可の申請の受理
 コ 法第二十一条第六項の規定による行為の着手の届出の受理
 タ 法第二十一条第七項の規定による行為の届出の受理
 レ 法第六十四条第二項の規定による補償の請求の受理

十二の三 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。次項において「政令」という。）附則第二項第一号の規定に基づく法第二十条第三項の規定による行為の許可の申請の受理

甲府市	富士吉田	市	山梨	市	南ア	市	北杜市	甲斐市	甲州市	早川町	身延町	西桂町	忍野村	山中湖	村	鳴沢	村	富士
-----	------	---	----	---	----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	----	---	----

十二の四 政令附則第二項第三号の規定に基づく法第三十三条第一項の規定による行為の届出の受理

第二条の表中二十三の八の項を二十三の十の項とし、二十三の五の項から二十三の七の項までを二項ずつ繰り下げ、二十三の四の項の次に次のように加える。

二十三の五 山梨県立自然公園条例（昭和三十二年山梨県条例第七十四号。以下この項及び次項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 イ 条例第十条第二項の規定による公園事業の執行の協議の申出の受理
 ロ 条例第十条第三項の規定による公園事業の執行の認可の申請の受理
 ハ 条例第十条第六項の規定による変更の協議の申出又は変更の認可の申請の受理
 ニ 条例第十条第九項の規定による軽微な変更の届出の受理
 ホ 条例第十二条第一項の規定による地位の承継に係る協議の申出又は承認の申請の受理

河口湖町	小菅村	丹波山	村	甲府市	富士吉田	市	山梨	市	北杜	市	甲斐	市	甲州	市	山中	湖村	鳴	沢村	富	土河口湖	町	小菅	村	丹波	山	村
------	-----	-----	---	-----	------	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	----	---	----	---	------	---	----	---	----	---	---

葑崎市	南アルプ	ス市	北	杜市	市	川三郷町	早川町	身延町	富士川	町
-----	------	----	---	----	---	------	-----	-----	-----	---

<p>へ 条例第十二条第二項の規定による地位の承継に係る承認の申請の受理</p> <p>ト 条例第十三条の規定による公園事業の休止及び廃止の届出の受理</p> <p>チ 条例第十四条第二項の規定による認可の失効の届出の受理</p> <p>リ 条例第二十条第四項の規定による行為の許可の申請の受理</p> <p>ヌ 条例第二十条第六項の規定による行為の着手の届出の受理</p> <p>ル 条例第二十条第七項の規定による行為の届出の受理</p> <p>ヲ 条例第二十条第八項の規定による木竹の植栽及び家畜の放牧の届出の受理</p> <p>ワ 条例第四十条第三項の規定による補償の請求の受理</p>	<p>市川三郷</p>
--	-------------

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- (処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項及び五の七の項の下欄に掲げる市村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市村の長のした処分その他の行為又は当該市村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第八号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時

間等に関する条例の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「六日」の下に「(不妊治療に係る通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日)」を加える。

- 一 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)別表九の項
- 二 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)別表九の項

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第九号

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第四号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号イ中(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

第十九条中「育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員
- 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第一項において「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

第二十条第一項中「の承認は、正規の勤務時間」を「(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第六条第四項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第七条第三項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間」に改め、同条第二項中「勤務しない職員」の下に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条

に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が人事委員会規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該人事委員会規則で定める休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二條の次に次の二條を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第二十三条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十四条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第十号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二十五の項中「七千円」を「一万四五百円」に改め、同表三十の項中「七千円」を「八千二百円」に改め、同表四十二の項中「二千五百円」を「二千七百円」に改める。

別表第二の十二の二の項口を削り、同項ハ中「百二十円」を「七十円」に改め、同項

ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）一枚につき百十円
別表第二の百七十三の項の次に次のように加える。

<p>百七十三の二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の三第一項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>管理計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 申請に併せて適合証（別に知事が指定する者が作成した、当該申請に係る管理計画がマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の四各号（第四号のうち都道府県等マンション適正化指針に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。ロにおいて同じ。）を提出する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （一）長期修繕計画の数が一である場合 三千六百円 （二）長期修繕計画</p>
---	--------------------	---

<p>百七十三の三 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の六第一項の規定に基づく管理計</p>	
<p>管理計画認定更新申請手数料</p>	
<p>百七十三の二の項の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>の数が二以上である場合 三千六百円に長期修繕計画の数が一を超える長期修繕計画の数に千六百円を乗じて得た額を加算した金額</p> <p>ロ 申請に併せて適合証を提出しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 長期修繕計画の数が一である場合 二万五千五百円</p> <p>(二) 長期修繕計画の数が二以上である場合 二万五千五百円に長期修繕計画の数が一を超える長期修繕計画の数に一万四千七百円を乗じて得た額を加算した金額</p>

<p>画の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>百七十三の四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>管理計画変更認定申請手数料</p>	<p>れ当該手数料の金額</p>
-------------------------	---	----------------------	------------------

附則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例及び山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十一号

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例及び山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

(山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表十三の項イ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項ロ中「八千七百円」を「一万千三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項ハ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項ニ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同項ホ中「八千七百円」を「一万千三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表十四の項イ中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項ロ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改める。

(山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表七の項ハ中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表九の項中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表二十の項中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百元」を「二万二千七百元」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十二号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六十四条第四項」を「第四十六条第四項」に改める。

別表の四の項金額の欄口中「三十五歳未満のもの」を「二十五歳未満の在職中のもの(実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者に限る。二において同じ。)」に改め、同欄二中「三十五歳未満のもの」を「二十五歳未満の在職中のもの」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十二号中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同項第十八号中「又は第百一条の四第二項」を「若しくは口、第百一条の四第二項又は第百

一条の七第一項」に改め、同項中第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十八号中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十二号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の第二項」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 法第九十七条の二第二項第三号イ若しくはハ又は第百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料

第七条第三項中「二十三の項」を「二十四の項」に改め、同条第四項中「二十五の項」を「二十六の項」に改め、同条第五項中「同項第二十七号」を「同項第二十八号」に改める。

別表第五の六の項中「千八百円」を「千六百元」に改める。

別表第六の十八の項中「七百五十円」を「千五百円」に改め、同表三十二の項中「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表中三十一の項を三十二の項とし、同表三十の項中「五千五百円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、七千九百五十円)」を「六千四百五十円(普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び政令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、二千九百円)」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中二十九の項を三十の項とし、二十八の項を二十九の項とし、同表二十七の項中「小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)」を「法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下この表において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第九十七条の二第二項第三号イ及びハに掲げる者並びに

法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)」に対する講習」に、

五千

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受

百円

を

六千四百五十円

に、

けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）

五千百円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、七千九百五十円）

五千八百円

能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

普通自動車対応免許を 二千九百円

	二千二百五十円	
二千三百五十円		二千二百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、四千四百五十円）

を

受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習

に、
法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習 講習一時間について二千円

法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間について二千二百五十円
法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習	講習一時間について二千円

に改め、同項を

同表二十八の項とし、同表中二十六の項を二十七の項とし、十九の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、十八の項の次に次の一項を加える。

十九 運転技能検査手数料	三千五百五十円
--------------	---------

別表第七の備考中「二十三の項」を「二十四の項」に改める。
別表第八の備考中「二十五の項」を「二十六の項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第五の六の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

山梨県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第十四号

山梨県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山梨県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「同条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県民生委員定数条例の一部を改正する条例

山梨県民生委員定数条例（平成二十六年山梨県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表萑崎市の項中「一一一人」を「一一〇人」に改め、同表南アルプス市の項中「一七七人」を「一七八人」に改め、同表甲斐市の項中「一六二人」を「一六六人」に改め、同表早川町の項中「二四人」を「二三人」に改め、同表身延町の項中「九九人」を「九八人」に改め、同表丹波山村の項中「九人」を「七人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

- 一 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年山梨県条例第十六号）附則第二条
- 二 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年山梨県条例第十七号）附則第四項

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十七号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例及び山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例の一部を改正する条例

（青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正）

第一条 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「（法令の規定により成年に達したとみなされる者を除く。）」を削る。

（山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例の一部改正）

第二条 山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例（昭和四十八年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされる者については、第一条の規定による改正後の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例第四条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十八号

山梨県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

山梨県公衆浴場法施行条例（昭和四十一年山梨県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号中「浴室内には、一箇所」を「浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい場所に一箇所」に改め、同項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、同項第二十二号中「十歳」を「七歳」に改め、同号を同項第二十一号とし、同条第二項中「前項第八号、第九号、第十号」を「前項第八号から第十号まで」に、「これ等」を「これら」に改める。

第五条第一項ただし書中「前条第一項第四号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十三号、第十七号、第十八号及び第二十号に定める」を「次の各号に掲げる」に、「知事が公衆衛生上特に支障がないと認めた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前条第一項第四号、第七号から第十号まで、第十三号、第十七号及び第十八号に定める基準 知事が公衆衛生上特に支障がないと認めたとき。
- 二 前条第一項第一号（出入口に男女の別を表示する部分に限る。）、第二号（脱衣場及び浴室を屋外から見とおしのできないよう区画する部分を除く。）、第十六号（便所を男湯及び女湯で別に設ける部分に限る。）及び第二十一号に定める基準 知事が公衆衛生上及び風紀上特に支障がないと認めたとき。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第二十二号の改正規定（「十歳」を「七歳」に改める部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十九号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県産業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款高速液体クロマトグラフの項の次に次のように加える。

液体クロマトグラフ質量分析計	一時間	四、七二〇円
----------------	-----	--------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款中フランスパン兼用オーブンの項を削り、大型ミキサの項の次に次のように加える。

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款油圧式万能材料試験機の項の次に次のように加える。

精密万能材料試験機	一時間	一、八九〇円
-----------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款高速ビデオカメラの項中「一、一九〇円」を「一、四三〇円」に改め、同部加工機器の款精密スライサーの項、ドライエッチング装置の項及びレーザー加工機の項を削り、同部電気計測機器の款中高周波材料特性測定機器の項を削り、デジタル放射温度計の項の次に次のように加える。

サーモカメラ	一時間	六一〇円
--------	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部E M C試験機器の款E M C測定システムの項及びE M C測定支援システムの項を削り、同部化学試験・分析機器の款発光分光分析装置の項を削り、同部環境試験機器の款冷熱衝撃試験器の項中「五七〇円」を「七二〇円」に改め、同款中卓上冷熱衝撃試験器の項を削り、H A S Tチャンバーの項の次に次のように加える。

精密万能材料試験機用恒温槽	一時間	一、四四〇円
---------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部環境試験機器の款恒温恒湿室の項の次に次のように加える。

超低温恒温恒湿槽	一時間	三三〇円
----------	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部精密測定機器の款多機能型三次元座標測定機の項の次に次のように加える。

画像式座標測定機	一時間	二、二一〇円
----------	-----	--------

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款ヘッドスパー

ス・ガスクロマトグラフ質量分析計による測定の項の次に次のように加える。

液体クロマトグラフ質量分析計による定性分析	一件	一七、一六〇円
液体クロマトグラフ質量分析計による定量分析（一般的なものに限る。）	一件	二四、〇二〇円
液体クロマトグラフ質量分析計による定量分析（特殊なものに限る。）	一件	三四、三二〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部強度試験の款規格外屈曲試験の項の次に次のように加える。

精密万能材料試験機による試験（一般的なものかつ室温試験に限る。）	一件	一、八二〇円
精密万能材料試験機による試験（特殊なものかつ室温試験に限る。）	一件	二、七三〇円
精密万能材料試験機による試験（恒温環境試験に限る。）	一件	三、〇九〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電気計測・試験の款高周波材料特性測定機器による測定（高周波ノイズシミュレーターによる測定）の項、サイクルサグシミュレーターによる測定（ファストトランジェントパースト試験器による測定）の項及び電源周波数磁界発生器による測定（同部環境試験の款冷熱衝撃試験器による湿度負荷試験）の項を削り、同部精密測定（三次元座標測定機（レーザプロブ）による測定）の項の次に次のように加える。

画像式座標測定機による測定	一件	一、二八〇円
---------------	----	--------

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十号

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

「山梨県立増穂商業高等学校 山梨県西八代郡市川三郷町

第二条中 山梨県立市川高等学校

山梨県西八代郡市川三郷町

山梨県立青洲高等学校

山梨県西八代郡市川三郷町

山梨県立峡南高等学校

山梨県西八代郡市川三郷町

洲高等学校 山梨県西八代郡市川三郷町」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立増穂商業高等学校、山梨県立市川高等学校及び山梨県立峡南高等学校は、この条例による改正後の山梨県立学校設置条例の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十一号

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例（昭和四十八年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（名称及び位置）

第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
----	----

山梨県立八ヶ岳少年自然の家

北杜市

第三条各号列記以外の部分中「前条に規定する少年自然の家」を「山梨県立八ヶ岳少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）」に改め、同条第四号中「前条に規定する」を削る。

第四条中「第二条に規定する」を削る。

第五条中「山梨県立八ヶ岳少年自然の家及び山梨県立愛宕山少年自然の家」を「少年自然の家」に改める。

第六条中「山梨県立八ヶ岳少年自然の家又は山梨県立愛宕山少年自然の家（以下「少年自然の家」と総称する。）」を「少年自然の家」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年度の山梨県立愛宕山少年自然の家に係るこの条例による改正前の第十三条の事業報告書については、なお従前の例による。

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例（昭和五十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

この条例は、令和四年六月一日から施行する。

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県条例第二十三号

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例を廃止する条例

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例（昭和六十二年山梨県条例第一号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年度に係るこの条例による廃止前の山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例第十三条の事業報告書については、なお従前の例による。

やまなし子ども条例をここに公布する。
令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十四号

やまなし子ども条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 基本的施策（第十条―第十六条）

第三章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第十七条―第二十条）

第四章 ヤングケアラーの支援の推進（第二十一条―第二十二条）

第五章 子どもに対する権利侵害の救済等（第二十三条―第二十四条）

第六章 推進体制等（第二十五条―第二十六条）

附則

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもが一切の差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや

願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

現代社会は人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化の中で、

いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢し

ている子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもや、ヤングケアラーと呼ばれる人

たちがいます。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、

相談に応じ、救済する仕組みが必要です。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応

じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければなりません。

富士山、八ヶ岳、南アルプスなど雄大な山々の麓にある、四季折々の美しい景観や水と緑にあふれる豊かな自然の中で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもの健やかな成長を支援し、及び子どもの権利を実現するための基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、おおむね十八歳未満の者をいいます。

2 この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいいます。

一 子どもの成長を支えるために行う子どもへの支援（以下「子どもへの支援」といいます。）

二 子どもの成長を支える者への支援

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて子どもを現に監護するものをいいます。

4 この条例において「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事、家族の世話を日常的に行っている子どもをいいます。

5 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいいます。

一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち大学を除くものをいう。以下同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）その他これらに類する施設の関係者

二 前号に掲げるもののほか、子どもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

6 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉施設、学校その他の子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設をいいます。

(基本理念)

第三条 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめ、貧困等に悩み苦しむことなく、また、家事、家族の世話等を行うことにより学業、進学、就職等に支障が生じることなく安心して生きていくことができるよう、その権利が尊重されることを旨として行われなければなりません。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び、自然体験、社会体験、文化的体験等を通じて人間関係を構築すること、自らの考え又は意見を表明すること等により、主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければなりません。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に権利を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければなりません。

4 子どもの成長を支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行われなければなりません。

5 子ども支援は、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等々の役割を果たすことにより重層的に行われるとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければなりません。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条から第八条まで及び第十二条において「基本理念」という。）のつとりに、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとします。

2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を聴き、その意見を反映できるよう努めるものとします。この場合において、県は、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとします。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念のつとりに、子どもの成長について第一義的責任を有することを認識し、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとします。

(学校関係者等の役割)

第六条 学校関係者等は、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念のつとりに、子どもへの支援を行うものとします。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念のつとりに、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするため必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとします。

(市町村等との連携協力)

第九条 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとします。

2 県は、子ども支援に関する活動を行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携し、及び協力するものとします。

第二章 基本的施策

(社会参加の促進)

第十条 県は、子どもと他の子ども等との交流の機会の提供、その他の子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進のために必要な措置を講ずるものとします。

(相談体制の充実)

第十一条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができ体制の充実を図り、これらの問題の解決に取り組みます。

2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるように必要な措置を講じます。

(相談機関の周知等)

第十二条 県は、子どもに関する相談に応じる機関及び子ども支援のための施策について、子ども、保護者等に対し、適切な方法により周知します。

2 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講じます。

(人権教育の充実)

第十三条 県は、子どもの権利を含む人権の教育の充実に努めます。

(保護者に対する支援)

第十四条 県は、保護者に対し、その相談に応じるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消のため、市町村、民間団体等による保護者が相互の交流を行う場を提供する事業への支援その他の必要な措置を講じます。

2 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する情報や学習の機会の提供その他の必要な措置を講じます。

(学校関係者等に対する支援)

第十五条 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講じます。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、乳幼児期の子どもの成長を支える学校関係者等

への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮します。

(関係機関への支援)

第十六条 県は、関係機関に対し、不当な差別、虐待、体罰、いじめ、貧困等に関する問題解決のための取組への支援その他の必要な措置を講じます。

第三章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第十七条 県は、子どもが育ち学ぶ施設又は社会の一員として自分の考え若しくは意見を表明し、又は参加する機会若しくは仕組みを設けるよう努めます。

2 県は、子どもが利用する施設の設置若しくは運営に関する事項又は子どもに関する事項を検討するときは、子どもが考え又は意見を自由に表明し、又は参加することができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び県民は、子どもが育ち学ぶ施設の運営、地域での活動等について考え又は意見を表明し、又は参加することができるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援するものとします。

4 県は、子どもの意見表明及び社会への参加を促進するため、子どもの考え及び意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(子どもの居場所)

第十八条 県は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、又は生活することができる場の整備やそのような場づくりの促進に努めます。

(情報の提供)

第十九条 県及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や社会への参加の促進を図るため、県の子ども施策、育ち学ぶ施設の取組等について、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(環境の保護等)

第二十条 県は、豊かで美しい自然が子どもの成長を支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 県は、災害から子どもを守るため、災害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合には子どもへの被害の拡大を防ぐため、子どもが自助を行い、また共助における役割を果たす力を身に付けることができるよう支援します。

第四章 ヤングケアラーの支援の推進

(ヤングケアラーに対する支援)

第二十一条 県、市町村、関係機関、民間団体等（以下「ヤングケアラー支援者」という。）は、ヤングケアラーと思われる子どもを発見したとき又はヤングケアラーと思われる子どもを発見した者から報告を受けたときは、必要に応じ近隣住民、学校関係

者等その他の者の協力を得て、当該子どもの保護者との面会等により当該子どもの生活状況の確認を行うものとします。

2 ヤングケアラー支援者は、前項の規定に基づく生活状況の確認により当該子どもへの支援が必要と認めるときは、当該子ども、その保護者及び家族に対し助言その他の必要な支援を提供するものとします。

3 当該子どもの保護者及び家族は、ヤングケアラー支援者から、第一項の生活状況の確認又は前項の支援の提供への協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとします。

(ヤングケアラーの支援に関する推進計画)

第二十二条 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定します。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

一 ヤングケアラーの支援に関する基本方針

二 ヤングケアラーの支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、ヤングケアラーの支援に関する施策を推進するため必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

第五章 子どもに対する権利侵害の救済等

(子ども支援委員会)

第二十三条 権利侵害（子どもに対し、不当な差別、いじめ、体罰、虐待その他の権利を侵害する行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する事項について調査審議するため、知事の附属機関として山梨県子ども支援委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて権利侵害に関する事項を調査審議します。

3 委員会は、委員五人以内で組織します。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命します。

5 委員の任期は、二年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員会に特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができます。

7 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(権利侵害の救済)

第二十四条 何人も、権利侵害をしてはなりません。

2 権利侵害を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもの保護者は、委員会に対し、その救済を申し出ることができます。

3 委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければなりません。

4 前項の場合を除くほか、委員会は、権利侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができます。

5 委員会は、前二項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができます。

6 委員会は、第三項又は第四項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議した結果があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる事項について勧告することができます。

一 権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

二 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

7 知事は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければなりません。

第六章 推進体制等

(推進体制と公表)

第二十五条 県は、子ども支援のための施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、民間団体をはじめとする関係者と連携します。

2 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表します。

(補則)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第五章の規定は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(検討)

2 知事は、条例の施行後、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

山梨県主要農作物種子条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県主要農作物種子条例

稲、麦、大豆といったいわゆる主要農作物は、私たちの食生活を支える基幹品目である。私たちは、先人たちから受け継いだ農業及びその関連産業や文化を決して絶やすことなく、次世代に引き継ぐ使命を担っている。主要農作物種子は一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり、その生産の根幹となるものである。このことに鑑み、本県における当該種子の生産についての基本理念を明らかにし、優良種子を安定的に生産することによって、主要農作物に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることのないように、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物の種子の生産及び普及に関する基本理念を定め、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産並びに気候変動をはじめとする環境危機の中で県民の食を守る持続可能な農業の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、麦類及び大豆とし、種子の生産及び供給を行う品種は、知事が指定した奨励品種とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 二 種子生産者 主要農作物の種子を生産する者をいう。
- 三 種子管理団体 第五条の規定により知事が指定した団体をいう。

(基本理念)

第三条 主要農作物の種子の生産及び普及は、本県の農業の持続的な発展及び良質な主要農作物の安定的な供給に資することを旨として行わなければならない。

2 主要農作物の種子の生産及び普及は、県、種子生産者その他の関係者が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、優良な種子の生産、普及及び安定供給に関する施策を計画的に推進する

とともに、職員の育成をはじめとする必要な体制の整備を図るものとする。
2 県は、県内の気候、風土等の自然条件に適した主要農作物の品種の調査、選定及び育成を行うものとする。

3 前二項に規定する責務を果たすため、県は種子生産者及び種子管理団体との連携を図るとともに、種子生産者及び種子管理団体への情報提供、助言等の必要な支援を行うものとする。

(種子管理団体の指定)

第五条 知事は、次条第一項及び第二項並びに第九条第一項及び第二項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると思われる団体を種子管理団体として指定するものとする。

(種子計画の策定)

第六条 種子管理団体の長は、毎年度、県内の種子の需給状況に応じた種子生産供給計画（以下「種子計画」という。）を知事と協議して策定するものとする。

2 種子計画の策定に当たっては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県内の種子の需要
- 二 種子の供給方法及び供給量
- 三 種子の生産地、ほ場及び生産者
- 四 その他必要な事項

3 知事は、種子計画が策定されたときは遅滞なくこれを公表しなければならない。

(情報提供及び連携体制)

第七条 県は、種子生産者及び種子管理団体に対し、優良な種子の生産及び普及のために必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 種子生産者は主要農作物の適正な栽培を行うことにより、優良な種子を安定的に生産及び供給を行うことができるよう、県と緊密な連携ができる体制を作り、役割分担を明確にして実施するものとする。

(原種の供給及び原種の確保)

第八条 県は、種子計画に基づく品種の原種（種子の生産を行うために必要な種子をいう。以下同じ。）の生産を行い、これを適正に供給するものとする。

2 県は、原種の生産及び供給に必要な知識及び技術を有する者の確保に努めなければならない。

3 県は、原種の生産について、種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十一条第一項に規定する指定種苗の生産等に関する基準を適用するものとする。

4 県は、原原種（原種の生産を行うために必要な種子をいう。）の確保について必要な措置を講ずるものとする。

令和四年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十六号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中(㉔)を(㉕)とし、(四)から(㉔)までを(五)から(㉕)までとし、(三)の次に次のように加える。

(四) 男女共同参画・共生社会推進統括官に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

(種子生産ほ場及び種子の審査)

第九条 県及び種子管理団体は、種子の品質を確保するため、種子計画による種子を生産するほ場（以下「種子生産ほ場」という。）の審査及び種子生産ほ場において生産された種子の審査を実施するものとする。

2 県及び種子管理団体は、必要かつ明確な役割分担の下で、適切な種子生産ほ場及び種子の審査ができるように努めるものとする。

3 県は、種子生産ほ場及び種子の審査に必要な審査基準その他の必要な事項を定めるものとする。

(伝統的に栽培された在来種の保存と管理、活用)

第十条 県は、伝統的に栽培されてきた在来種の保存及び適正な管理、並びにその活用に努め、生物多様性の確保を高めることとする。

2 県は、前項の目的を果たすために、在来種の種子の確保及び生産者の自家採種の支援に努めるものとする。

3 県は、在来種の交雑を防ぐために、外来種、遺伝子組み換え品種、ゲノム編集品種等の使用規制の基準を設けるものとする。

(県民の理解の促進)

第十一条 県は、地域の農業及び農村の根幹を支える主要農作物の優良な種子が県民の貴重な財産であるとの基本認識の下に、持続可能な農業の推進の機運を醸成するとともに、主要農作物の優良な種子の生産の重要性について県民の理解を促進するため、啓発活動に継続して努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、主要農作物の種子の生産及び普及並びに品種の選定及び育成に関する施策等を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている種子計画は、第六条第一項の規定により策定された種子計画とする。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番